

## 下関市立大学における新型コロナウイルス感染拡大防止のための危機対策方針

2020年5月12日

学生、教職員、保護者、地域のみなさまへ

公立大学法人 下関市立大学

理事長 山村 重彰

下関市立大学

学長 川波 洋一

5月4日、国は新型コロナウイルス感染症に関する非常事態宣言を全国的に5月末まで延長することを決めましたが、山口県は「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持」との両立に配慮した取り組みへと段階的に移行することとなりました。

一方で下関市は特定警戒都道府県である福岡県に隣接し、本学においても福岡県から通学・通勤する学生や教職員もいることにも配慮する必要があります。

これを受け、本学では引き続き感染拡大の防止に努めるとともに感染予防には十分な配慮の上、一部施設の利用制限の緩和や学生対応を実施します。

- ・春学期は遠隔授業を原則にします。
- ・遠隔授業の受講にあたり、受講環境が整わない学生対象に、居住地など一定の条件を設けて、学内パソコン実習室の利用を認めます。
- ・部活動やサークル活動は引き続き全面禁止とします。
- ・感染拡大に配慮しつつ、居住地など一定の条件を設けて、附属図書館の利用を一部再開します。
- ・キャリアセンターについては感染拡大に配慮し一部業務を再開します。
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる症状のある者の学内立ち入りは認めません。  
また、県外から通学の学生の学内立ち入りは原則禁止します。

学生、教職員及び地域のみなさまの感染拡大防止への積極的な対応と協力により、現在まで、本学からの感染者の発生事例はありません。また、下関市内での感染者も4月12日以降発生していませんが、まだまだ油断できない状況にあります。

これまでの感染者ゼロにむけての本学の取り組みが無駄にならないよう、気を緩めることがないようお願いいたします。

なお、取り組み状況の詳細については、ホームページ等でお知らせします。

公立大学法人下関市立大学危機対策本部

電話 083-252-0288